

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	四万十市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shimanto.lg.jp/gyosei/nmb/index.html

執行機関名 四万十市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)による乳幼児又は児童の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		四万十市個人番号の利用に関する条例別表第1 第1の項 四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)による乳幼児又は児童の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第一条	四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は乳幼児及び児童(以下「乳幼児等」という。)並びに重度心身障害者(重度心身障害児を含む。以下同じ。)の医療費を一部を助成し、もって、これらの者の <u>保健の向上と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号) 四万十市福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成17年四万十市規則第49号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)第3条 四万十市福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成17年四万十市規則第49号)第2条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	医療費受給者資格認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)第3条第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請者及び当該者が監護する乳幼児等が属する世帯若しくは当該者が乳幼児等と別居している場合においてはその当該者が属する世帯に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)第3条第1号 四万十市福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成17年四万十市規則第49号)第2条別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請者及び当該者が監護する乳幼児等が属する世帯若しくは当該者が乳幼児等と別居している場合においてはその当該者が属する世帯に係る市町村民税関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)第3条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請者及び当該者が監護する乳幼児等が属する世帯若しくは当該者が乳幼児等と別居している場合においてはその当該者が属する世帯に係る住民票関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)第3条 四万十市福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成17年四万十市規則第49号)第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の <u>変更の認定に関する事務</u>	医療費受給者資格認定の <u>変更の認定に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 イ	四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)第3条第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該変更申請者及び当該者が監護する乳幼児等が属する世帯もしくは当該者が乳幼児等と別居している場合においてはその当該者が属する世帯に係る生活保護関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ	四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)第3条第1号 四万十市福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成17年四万十市規則第49号)第2条別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該変更申請者及び当該者が監護する乳幼児等が属する世帯もしくは当該者が乳幼児等と別居している場合においてはその当該者が属する世帯に係る市町村民税関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ニ	四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)第3条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該変更申請者及び当該者が監護する乳幼児等が属する世帯もしくは当該者が乳幼児等と別居している場合においてはその当該者が属する世帯に係る住民票関係情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号	四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)第3条、第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の <u>支給の調整に関する事務</u>	医療費受給者の <u>支給の調整に関する事務</u>

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 イ	四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)第3条第1号、第4条
②情報提供者	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うとされている者	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うとされている者
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	医療受給者の健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 ロ	四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)第3条第1号、第4条
②情報提供者	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うとされている者	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うとされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	医療受給者の船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 ハ	四万十市福祉医療費助成に関する条例(平成17年四万十市条例第110号)第3条第1号、第4条
②情報提供者	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うとされている者	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うとされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	医療受給者の国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

備考	
----	--